

掲示期間 3.18-3.27

新潟市勤労者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第15号

新潟市勤労者福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市勤労者福祉施設条例施行規則（平成17年新潟市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条第3項中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とする。

別記様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「

| | |
|---------|--|
| 利用目的・内容 | |
|---------|--|

を

」

「

| | |
|---------|----------|
| 利用目的・内容 | |
| 利用区分 | 営利 ・ 非営利 |

に改

」

める。

別記様式第2号中「あて先」を「宛先」に、

「

| | |
|----------------|--|
| 理 由 (変更・取止) | |
|----------------|--|

を

「

| | |
|----------------|----------|
| 理 由 (変更・取止) | |
| 利 用 区 分 | 営利 ・ 非営利 |

に改

」

める。

別記様式第5号中「第9条」を「第8条」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第6号中「(第10条)」を「(第9条)」に、「あて先」を「宛先」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

別記様式第7号中「(第10条)」を「(第9条)」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

別記様式第8号中「(第11条)」を「(第10条)」に、「あて先」を「宛先」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記様式第9号中「(第11条)」を「(第10条)」に、「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

別記様式第10号中「第14条」を「第13条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号及び別記様式第2号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。